東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方 ~質の保証を伴った大学間交流推進の重要性~

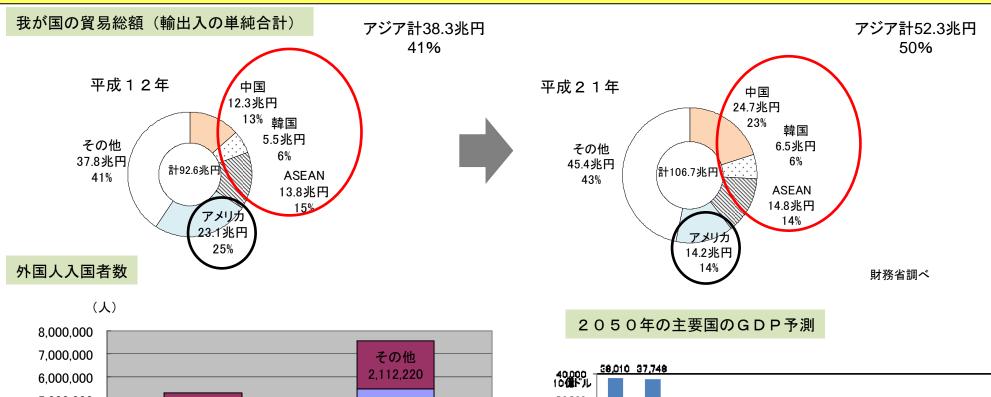
参考資料

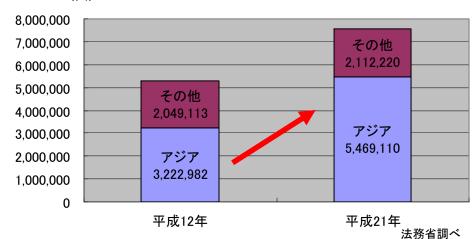
平成22年6月21日 中央教育審議会大学分科会 大学教育の検討に関する作業部会 大学グローバル化検討ワーキンググループ

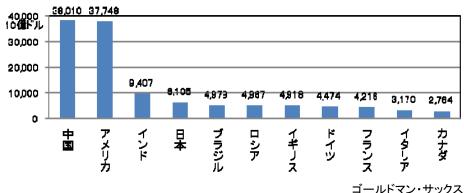
①東アジア地域経済の一体的進展に対応する大学教育 —東アジア地域経済の発展と一体化

我が国の貿易総額の半分がアジア諸国を対象としており、また、アジア各国の経済成長が著しくなっており、今後、とりわけ中国・韓国・ASEANとの関係において、内需・外需の分類を超えて経済の一体化が進むと予想。

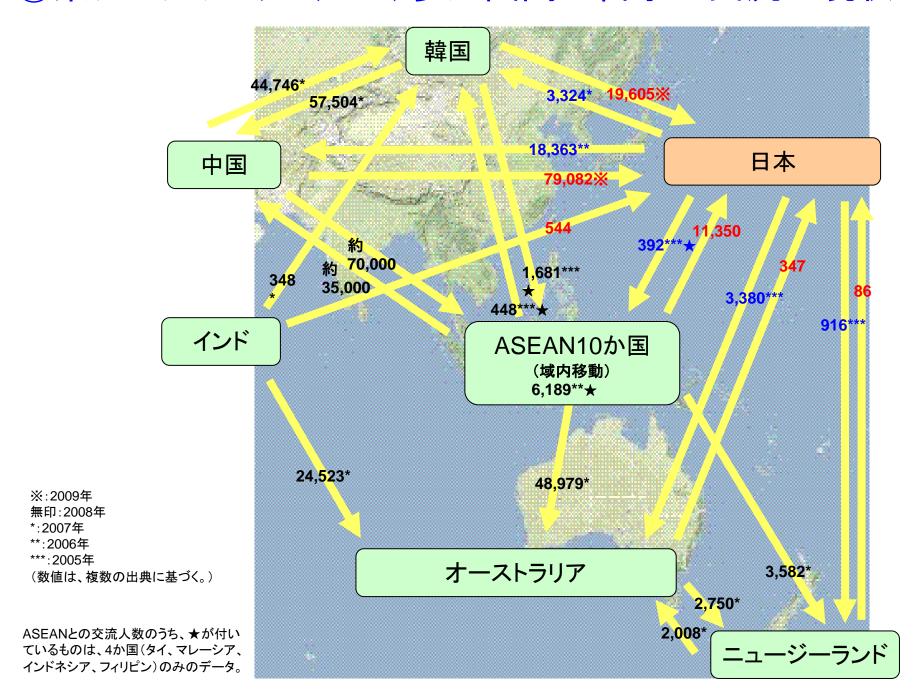
その中で、どのような職業生活を送るとしても、個々人が東アジア地域で活動する、あるいは、東アジア地域で展開する企業とかかわる機会が非常に多くなると見込まれ、大学においても、アジア地域経済の一体的進展を念頭に置いた教育が必要。







②東アジアサミット(EAS)参加国間の留学生交流の現状



③機能別分化の進展

―アメリカの州立大学と中教審の機能別分化の提言

今後、大学の機能別分化が大きく進展することが予想され、また、公立大学では、それぞれの地域の判断に応じつつ、主として、高度専門職業人養成や幅広い職業人養成等を担っていくことが期待される。

カリフォルニア州の州立大学

- 州政府マスタープランと州法に基づき、州立大学を 役割・機能に応じて分類し、必要な財政支出を行う。
- ①UC(University of California)
- -・研究や大学院教育を重視。学部教育、修士プログラム、各分野のPhDプログラム、プロフェッショナル・スクールを担う。
- Davis, Berkeley等の10大学があり, 州内成績上位 12.5%内の者を主に受入れ。
- 2CSU (California State University)
- -・学部教育,修士プログラム,看護・農学など特定応用分野のPhDプログラム,教員養成を担う。
- -・23大学が、州内成績上位1/3以内の者を主に受入れ。
- 3CCC (California Community College)
- -・職業教育と学士課程の1・2年次に相当する一般教育を担う。
- -・110大学があり、入学者に関する要件はない。

中教審答申における機能別分化の提言

- ○ 平成17年の中教審答申「我が国の高等教育の 将来像」は、各大学の個性と特色を明確化するため、 7種類の機能別分化の方向性を提示。
- ①世界的研究·教育拠点
- ②高度専門職業人養成
- ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育
- ⑤特定の専門的分野(芸術, 体育等)の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点
- 一 ⑦社会貢献(地域貢献,産学官連携,国際交流等)
- ○ 現在,各大学は,自らの強みを持つ分野へ取組 を集中・強化に取り組んでいるが,今後,
 - ・大学の自主性を尊重しながら、機能別分化を促進する方策(制度面,財政面),
 - ・各大学が連携協力して、人的・物的資源を共同利用し、その有効活用を図るための方策、
- が課題。

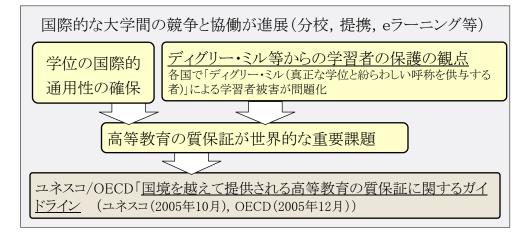
4 各国における大学の質保証

- 各国においては、それぞれの責任で質保証システムを整備することが、ユネスコ・OECDにより承認。
 - ・ヨーロッパは、設置認可と事後評価を組み合わせ。
 - ・アメリカは、事後評価(アクレディテーション)が重視される。
- 質保証システムの充実は、先進諸国共通の課題として、国際的競争。

	日本	韓国	中国	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大字の設置認可	国の設置認可(大学 設置・学校法人審議 会の審査)	国の設置認可	国の設置認可	査基準は州により大	国による認可(QAA, (Quality Assurance Agencyの審査)	学は国立のみ	州政府による認可(州 立大学と同程度の水 準を要する)
	国の認証を受けた団体による機関評価	審 全ての大学に対して 主要情報の公開を義 務づけ	教育部内に設置された高等教育教学評価センターが大学(4年制)を評価、学位・大学院教育発展センターが学科及び大学院教育を評価	民間のアクレディテーション(適格認定)による機関別・分野別評価	①QAAIこよる機関評価 ②HEFCEによる分野別研究評価		民間の適格認定による機関別・課程別評 価
事後評価結果の 活用	大学と国に通知・一般 に公表		大学と政府に通知した後、社会に公表	連邦政府奨学金や科 研費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反 映	大学に通知	大学に通知

【ユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」】

〇 大学教育の質保証が世界的な重要課題となってきたことを受けて、ユネスコとOECDにより「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」が制定。これにより、各国政府が、それぞれの責任において、自国の大学制度に照らし、高等教育の質を確保することが承認された。



⑤我が国及び諸外国における単位互換を支える諸制度の現状

<日本>

<先進事例(欧州の取組)>

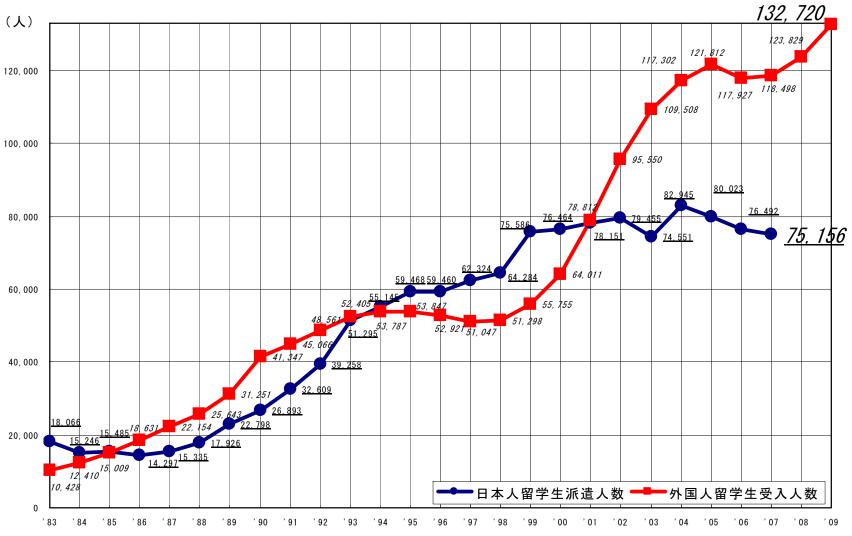
	1 . 71 + (*(1))\tau\text{F}		改善に向けた取組 8置基準の改正等)	今後の方向性		
単位授与 ·履修内容 ·履修時間	主観的で厳密でない [[] 基準	十分に	・単位の実質化・GPA・シラバス・キャップ制・セメスター制等	単位の実質化の更なる徹底	グッド・	ECTS (欧州単位互 換制度)を創設し、共 通の可視化された制 度 ・学習量 ・1年間で取得すべき 単位 ・各国の単位との換 算方法を可視化
成績評価 ・大学が定める基準	主観的で厳密でない [[] 基準	可視化されて	成績評価基準の明示 を基準化(全大学の約 4割がGPAを導入)	GPA制度の更なる導 入と積極的運用	プラクティスへの	・7段階制による、相 対評価を行うことを 基準化 ・GPA制度による統 一基準による厳格な 評価
シラバス ・授業科目 ・授業予定 ・準備すべき学修 ・到達目標 ・参考図書 等	個々の授業科目の詳 細が事前に明らかでな い	いない	シラバスの作成・記載 を基準化(全大学の9 6. 1%が導入)	・シラバス活用の徹底 化と内容の充実	スへの財政支援	・チューニング(学問 分野ごとにコアカリ キュラムを作成)
学位プログラム ・人材養成の目的 ・知識技術体系 ・獲得できる能力	一定の知識修得が学 位授与の前提とされて いない		・学部、研究科ごとに 人材養成目的の公表 を基準化	・学位プログラムの一層の体系化と可視化 (中央教育審議会で検討)		・学位プログラムの 考え方が浸透 ・各国の学位制度を 整理(学士、修士、博 士の3段階)

アジアにおける交流上の留意点として、数年前に単位制度を導入するなど、国情に著しい多様性があることに留意

欧州の取組も参考にしつつ、アジア諸国の 連携・合意の下に、大学間交流を通じ東アジ ア共同体の形成に貢献していくことが重要

⑥留学生交流の現状

2003年、留学生受入れ数は約11万人となり、1983年に策定した「留学生受入れ10万人計画」を達成。2009年の受入れ数は13万人を越えている。ただし、留学生派遣者数は減少傾向。

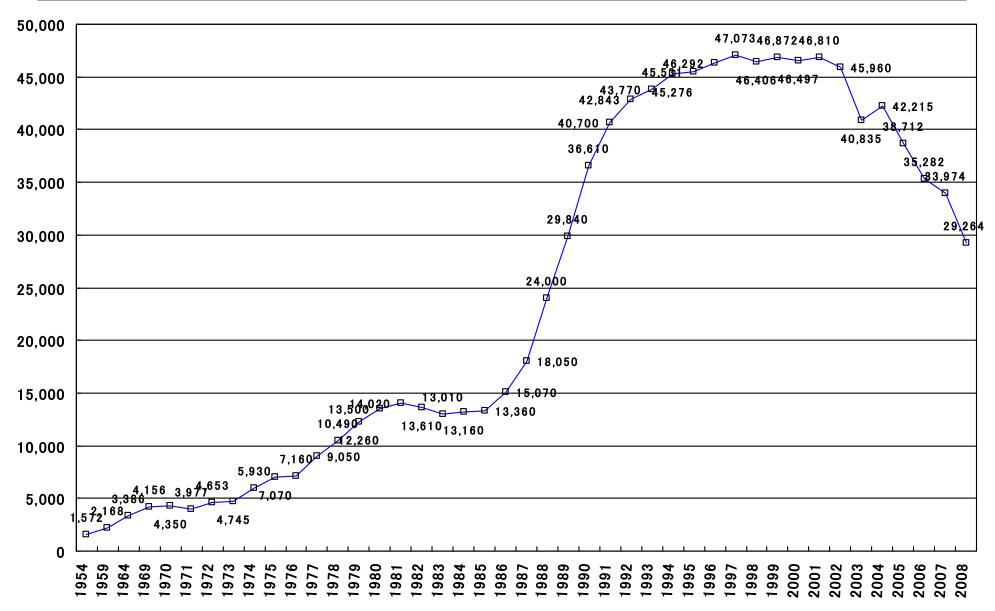


(注) 受入れ:文部科学省、日本学生支援機構調べ

派遣 : OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ

⑦米国の大学に留学した日本人学生数の推移

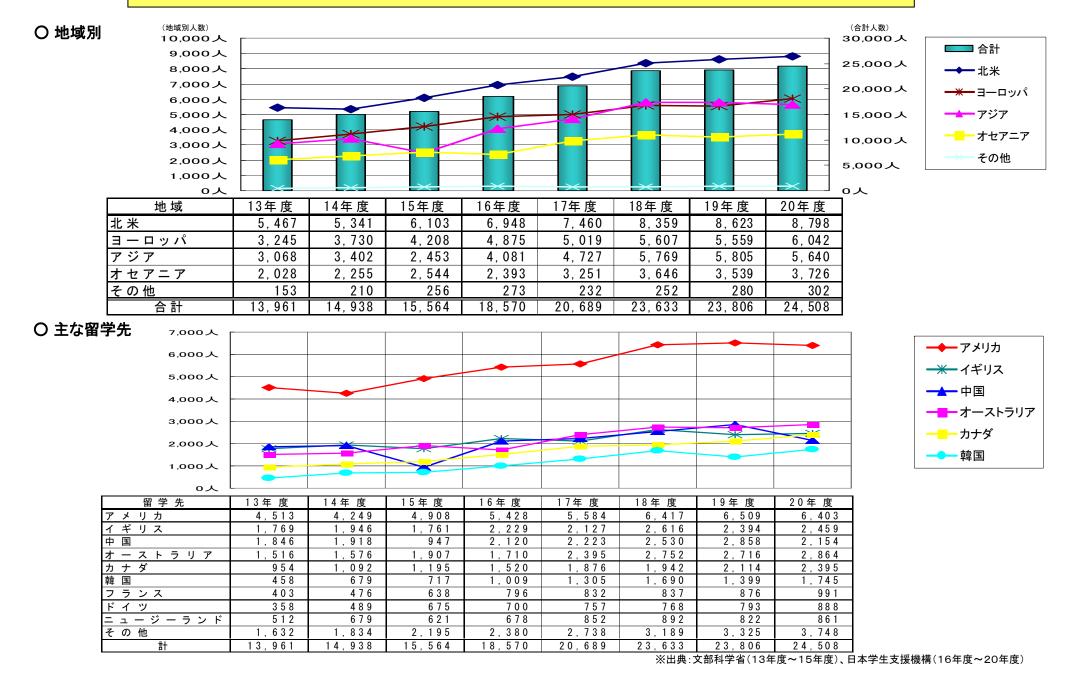
近年の傾向として、米国への留学生数が急激に落ち込んでいる。



出典: Open Doors (米国国際教育研究所)

⑧協定等に基づく海外留学の推移

大学間交流協定等に基づき海外に留学する学生は増加傾向にある。



⑨大学間交流協定の締結状況

大学間交流協定数は着実に増加しているが、包括的な協定に留まるなどの理由により形骸化している例も見られる。

○協定数の推移

	国立	公立	私立	総数
平成15年度	4,674	393	5,724	10,791
平成16年度	4,828	365	5,643	10,836
平成18年度	5,534	474	6,745	12,753
平成19年度	5,407	519	6,914	12,840
平成20年度	6,335	600	7,932	14,867

[※]平成18年度以前と、平成19年度以降では、調査方法が 異なるため、単純な比較はできない。

〇締結先地域別大学数

アジア	534	71.5%
北米	422	56.5%
中南米	97	13.0%
欧州	368	49.3%
大洋州	265	35.5%
中近東	59	7.9%
アフリカ	72	9.6%
その他	36	4.8%

◆締結相手国の上位5か国

1位 中国 2.973件

2位 米国 2,183件

3位 韓国 1,659件

4位 イギリス 712件

5位 フランス 653件

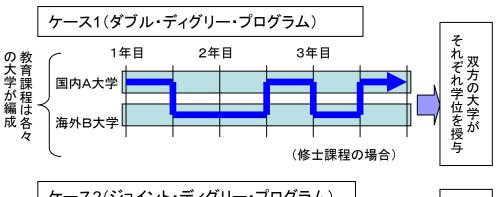
※その他:協定の相手先が複数で、地域も複数にわたる場合

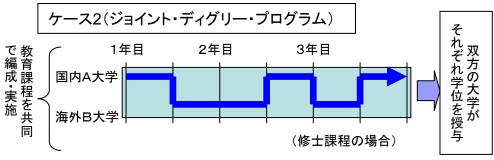
※パーセンテージは、全大学のうち、当該地域の大学と協定を結んでいる大学の割合

⑩外国の大学との組織的・継続的な教育連携について

- 中央教育審議会大学分科会の下に設置された大学グローバル化検討ワーキンググループにおいて、平成22年5月、「<u>我が</u> 国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等につながるプログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、プログラム形成に当たっての拠りどころとなる留意点を示すもの。

教育連携プログラムの考え方





 ○ 海外における多様な考え方も踏まえ、当面の考え方として、 ケース1をダブル・ディグリー・プログラム、ケース2をジョイン ト・ディグリー・プログラムとして整理するとともに、ケース2に ついては、学位記とは別途に、関係大学により、共同で編成 された教育課程を修了したことを示すものとして、サティフィ ケートのような証明書を発行することが想定される。

ガイドラインの概要

①用語の整理

- ○「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」について、左記の整理に従って定義。
- このほか、「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大学において用いられているが、これらの用語の定義は「ダブル・ディグリー」または「ジョイント・ディグリー」の定義のいずれかに包含されるものとみなす(各大学において「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」以外の用語を用いることは妨げない)。

②学位記の方式や学位の名称等の表記

③プログラムの質を保証する観点からの留意点

- ・ 当初に確認すべき事項
- 共同の実施体制の整備
- カリキュラムの編成
- •学位審査

- ・教育研究活動の評価
- ・学生への支援
- •情報の公開

①アジアでの質保証を伴った大学間交流にかかる我が国の取組

1. 日中韓大学間交流・連携推進会議の開催

日中韓サミットの合意を受け、平成22年4月16日に「第1回日中韓大学間交流・連携推進会議が開催。 各国の政府、大学、質保証機関、産業界等から成る有識者委員により、以下の事項につき合意。

- 日中韓の大学間交流の構想名称を「CAMPUS Asia」*(キャンパス・アジア)とする。
 - (*Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia)
- 〇 同構想の着実な推進のため、本会議を持ち回りで開催し、第2回会議は本年秋に中国、第3回会議を遅くとも2011年第1四半期内に韓国で開催する。
- 2つのワーキンググループを設置し、専門的な議論を深める。
 - 大学間交流プログラムワーキンググループ
 - 質保証ワーキンググループ
- 上記ワーキンググループでは、当面、交流のためのガイドラインや、具体的なパイロット・プロジェクト等を議論。

2. アジアにおける大学の質保証を考える国際シンポジウムについて

〇 日中韓大学間交流・連携推進会議における検討に加え、ASEAN+3首脳会議の合意に基づきタイが提唱するASEAN+3教育行動計画や、域内の大学団体等における取組とも連携しながら、東アジア各国の政府、大学及び大学団体、質保証機関、産業界等の参加による国際シンポジウムを、2011年第1四半期を目途に日中韓政府の共催により開催予定。